

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	基本部分	通所サービス利用時の調整(1日につき)	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	注	注	注	注
	要介護1 (5,666 単位)	-62単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護2 (10,114 単位)	-111単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護3 (16,793 単位)	-184単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護4 (21,242 単位)	-233単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護5 (25,690 単位)	-281単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護1 (8,267 単位)	-91単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護2 (12,915 単位)	-141単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護3 (19,714 単位)	-216単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護4 (24,302 単位)	-266単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
要介護5 (29,441 単位)	-322単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合										
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,666 単位)	-62単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護2 (10,114 単位)	-111単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護3 (16,793 単位)	-184単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護4 (21,242 単位)	-233単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
	要介護5 (25,690 単位)	-281単位	事業所と同一建物の利用者に対するサービスを行う場合									
ハ 初期加算	(1日につき +30単位)											

ニ 退院時共同指導加算 一 体定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)
ヘ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)
ヘー サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)

ト サービス提供体制強化加算	(1月につき +500単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)

注 所定単位は、イから、ままでにより算定した単位数の合計

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」に於ける算定項目

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+ ○○単位
- ○○単位
× ○○/100
+ ○○/100

所定単位数 + ○○単位
所定単位数 - ○○単位
所定単位数 × ○○/100
所定単位数 + ○○/100

■報酬算定上の留意事項について

□訪問看護サービス部分が医療保険になる場合について【定期巡回】

介護保険の被保険者であって、要介護（支援）認定を受けている者については、原則として介護保険から訪問看護の給付が行われるが、

- ①末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者（留意事項通知・青本P 4 6 0）
- ②利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から14日間を限度として（留意事項通知・青本P 4 7 1）

また、

- ③精神疾患を有する患者であり、精神科訪問看護指示書が交付された場合（認知症が主傷病であって精神科訪問看護指示書が交付された患者を除く）（平成26年度診療報酬改定による）についても医療保険の給付対象となるもの。

→定期巡回随時対応型訪問介護では「（1）訪問看護サービスを行わない場合」の算定

※医療保険側の規定により、介護保険対応となるものがあるので、よく確認しておくこと。

※介護保険の区分支給限度基準額を超える場合であっても、本人の希望等の理由により

※「厚生労働大臣が定める疾病」は、特定疾患治療研究事業の対象疾患の一部だけなので、よく確認すること。

→特定医療受給者証の有無と訪問看護が医療保険になるかどうかは直接の関係はない。

医療保険で請求することはできない。

□（平成30年4月～）同一建物減算について

【定期巡回】600単位/月減算、900単位/月減算

① 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供については、事業所と同一敷地又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム等に限り）に居住する場合に600単位/月の減算とされているが、建物の範囲を見直し、有料老人ホーム等以外の建物も対象とする。※「有料老人ホーム等」とは養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を指す。

(2) また、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する人数が1月あたり50人以上の場合は減算幅を900単位/月とする。

② その際、減算を受けている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には減算前の単位数を用いることとする。

□サービス提供体制強化加算について

次のいずれにも該当すること。

- ・従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修時間、実施時期を定めた研修計画を作成し当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項（※）の伝達又は当該指定訪技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催し、その概要を記録すること。

※利用者に関する情報若しくはサービス提供時に当たっての留意事項

- ・利用者のADLや意欲
 - ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
 - ・家族を含む環境
 - ・前回のサービス提供時の状況
 - ・その他サービス提供に当たって必要な事項
- ・当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を少なくとも1年に1回、事業主負担で実施すること。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。
 - ・当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、資格保持者、勤続年数3年以上の者の占める割合等がそれぞれ（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）に規定される割合を満たすこと。

- ・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。
- ・勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

※ 当該加算を算定している事業所においては、職員の割合について、前年4月から2月までの平均を計算し、計算結果が加算の要件を満たさなくなった場合等については、すみやかに「体制の変更」を届け出ること。

- ・「常勤換算方法」とは「該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法
- ・当該加算算定中に当該年度のある時点で職員の割合を満たさなくなった場合の取扱いについては、ある時点において所定の職員の割合を満たしていなくとも、前年度の平均（3月を除く）を満たしていれば、当該年度については算定することができる。ただし、上記の場合で当該年度の平均（3月を除く）が満たさなくなれば、翌年度については算定することができない。

□ (平成 27 年 4 月～) 総合マネジメント体制強化加算 【定期巡回】 1、000 単位/月

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有の取組を評価するもの。

(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の質を継続的に管理した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

〈厚生労働大臣が定める基準〉

次のいずれにも適合すること、

イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見直しを行っていること。

ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

平成 27 年 4 月改定関係 Q&A

Q：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の総合マネジメント体制強化加算について、「診療病院又は診療所等に対し、日常的に情報提供を行っている」こととあるが、「日常的に」とは、具体的にどのような頻度で行われていけばよいか。

A：定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所は、日々変化する利用者の状態を確認しつつ、適時・適切にサービスを提供することが求められるサービスであり、病院、診療所等に対し日常的に情報提供等を行うことにより連携を図ることは、事業を実施するうえで必要不可欠である。

情報提供等の取り組みは、一定の頻度を定めて評価する性質のものではなく、事業所と病院、診療所等との間で、必要に応じて適宜・適切な連携が図られていれば、当該要件を満たすものである。

また、情報提供の取組が行われていることは、サービス提供記録や業務日誌等、既存の記録において確認できれば足りるものであり、加算要件を満たすことを目的として、新たに書類を作成することは要しない。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日	
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日	
	開始	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日	
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日	
	・公費適用の有効期間開始	開始日	
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)	
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日	
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日	
	・公費適用の有効期間終了	終了日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合) 	資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 	終了日
	夜間対応型訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)
<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 		開始日
<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合) 		資格取得日
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 		契約解除日 (満了日) (開始日)
<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 		終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日